

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	エコドライブ推進協議会による各種支援の拡充
実 施 期 間	平成 19 年度から継続
概 要	かながわエコドライブ推進協議会による民間事業者、関係団体との連携した運送事業者等へのエコドライブ活動支援。
施策内容	
「かながわエコドライブ推進協議会」でのエコドライブ講習会や運行管理者向け講習会等を拡充するとともに、荷主企業関連団体との連携も図り、荷主企業のエコドライブの意識を高める。 主な事業内容 ・ 運行管理者向け講習会 (開催実績) 平成 19 年度 3 回 平成 20 年度 5 回 平成 21 年度 7 回 ・ エコドライブフォーラム開催 ・ エコドライブ等実施状況調査 ・ エコドライブ news の発行	
参考資料	
・ 神奈川県HP	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	エコドライブ支援装置貸出事業
実 施 期 間	平成 21 年度
概 要	支援装置メーカーと連携して、中小企業に、無償で支援装置を一定期間貸し出し、メーカーの技術指導のもと、エコドライブを実践・体験してもらう。
施策内容	
支援装置メーカーと連携して、中小企業に、無償で支援装置を一定期間貸し出し、メーカーの技術指導のもと、エコドライブを実践・体験してもらい、成果をエコドライブ並びに支援装置の普及に活用する。 イ. 貸出資材 ・エコドライブ管理システム (1 セット＝車載機 2 台、運行状況解析ソフト) ⇒支援装置メーカー 7 社から 1 セットずつ、9 事業者に出貸。 ・アイドリングストップ装置 (車載機 5 台) ⇒支援装置メーカー 1 社から、1 事業者に出貸。 ロ. 費用 無料 ハ. 申込者の要件等 ・従業員数が 300 人以下で、千葉県内の部署で自動車を使用する事業者であること。 ・支援装置を取り付ける自動車について、平成 20 年 7 月からの燃費データを記録していること (支援装置導入後と比較するため) ・燃費の改善等に向け、乗務員指導などの運行管理に積極的に取り組む意欲があること。 ・申込者からは、貸出期間終了後、装置使用の成果、感想等の報告を受ける。 二. 結果 最大で 35% の燃料費が改善された。	
参考資料	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	公用車への簡易エコドライブ運転モニター試験導入事業
実 施 期 間	平成 21 年度から継続
概 要	公用車を対象に、簡易エコドライブ運転モニターを試験的に導入し、燃費の改善状況等を把握する。
施策内容	
各県民センター、各県民センター事務所、環境研究センター及び大気保全課所属の公用車 14 台に、簡易エコドライブ運転モニターを試験的に導入し、調査継続中である。燃費の改善状況等を把握するとともに、今後の公用車や県内自動車への普及を図るための課題等の把握を行う。(CO2 対策として、行っている。) イ. 簡易エコドライブ運転モニターについて ・ e - d r i v e (Economy Drive Support Monitor) PIVOT CORPORATION	
参考資料	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	エコドライブ促進事業
実 施 期 間	① 運転免許更新時等のリーフレット配布：平成 14 年度から継続 ② エコドライブ講習会：平成 18 年度から継続
概 要	① 自動車運転免許取得、更新時におけるエコドライブ情報の提供。 ② (社)日本自動車連盟及び地元市と連携し、県内の自動車教習所において、住民等を対象とした実技講習会の実施。
施策内容	
① 運転免許試験場において、自動車運転免許取得、更新時にリーフレットを配布し、エコドライブの実践に係る教育及び啓発を実施。また、各種イベント等においてもリーフレットを配布し、エコドライブの普及を図る。 ② (社)日本自動車連盟及び地元市と連携し、県内の自動車教習所において、住民等を対象にエコドライブの実技講習を行い、その効果を体験することを通して、エコドライブの普及を図る。 ○ 実施回数 平成 18 年度 1 回、平成 19 年度 5 回、平成 20 年度 6 回、平成 21 年度 5 回。	
参考資料	
・ 記者発表資料 愛知県 HP (http://www.pref.aichi.jp/0000031636.html) ・ J A F HP (http://www.jaf.or.jp/eco-safety/eco/ecotraining/index.htm)	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進	
施策名	道路沿道環境状況予測システム運営	
実 施 期 間	平成 19 年度から継続	
概 要	名古屋南部地域及び岡崎大平地区の道路沿道を対象として、その日の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度が環境基準を超えると予想される場合に、道路交通情報板を用いて、ドライバーに大気環境改善への協力の呼びかけを実施。	
施策内容		
名古屋南部地域の国道 23 号沿道及び岡崎大平地区の国道 1 号沿道を対象として、その日の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度が環境基準を超えると予想される場合に、道路交通情報板を用いて、ドライバーに大気環境改善への協力を呼びかけるもの。		
1. 関係機関		
・愛知県環境部、愛知県警察本部交通部、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所、中日本高速道路（株）		
2. 道路交通情報板数		
・名古屋南部地域 13 か所		
・岡崎大平地区 5 か所		
3. 運用開始時期		
・平成 20 年 3 月 24 日		
4. 表示依頼実績		
(単位：日)		
	名古屋南部地域	岡崎大平地区
平成 19 年度実績	0	0
平成 20 年度実績	7	25
平成 21 年度実績	4	9
※運用開始が平成 20 年 3 月 24 日のため、平成 19 年度実績はない。		
参考資料		
・中部地方整備局HP (http://www.cbr.mlit.go.jp/kisya/2008/1523.html)		

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	条例によるアイドリング・ストップの義務付け
実 施 期 間	平成 15 年度から継続
概 要	平成 15 年 10 月から条例により、アイドリング・ストップの遵守を義務付け。
施策内容	
平成 15 年 10 月から「県民の生活環境の保全等に関する条例」により、アイドリング・ストップの遵守を義務付け。 規定の概要 アイドリング・ストップの義務（第 77・78 条） 1. 自動車を運転する者は、自動車を駐停車するときは、原動機を停止（アイドリング・ストップ）しなければならない。また、事業者は、従業者に対しアイドリング・ストップをするよう指導しなければならない。 2. 駐車の用に供する面積が 500 ㎡以上の駐車場の設置・管理者は、駐車場を利用する者に対してアイドリング・ストップを周知するための措置を講じなければならない。	
参考資料	
・愛知県HP (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/kansei-ka/hourei/jyorei-1/shin/shin4.html)	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	アイドリングストップの義務付け
実 施 期 間	平成 13 年度から継続
概 要	平成 13 年 3 月から条例に基づき、アイドリングストップを義務付け。
施策内容	
平成 13 年度から「三重県生活環境の保全に関する条例」により、アイドリングストップを義務付け。 ○条例第 12 条 自動車等を運転する者は、自動車等の駐車（自動車等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止（人の乗降のための停止を除く。）をすること又は自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者がその自動車等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。以下同じ。）をする場合には、当該自動車等の原動機を停止しなければならない。ただし、緊急用自動車を現に緊急用務に使用している場合その他の規則で定める場合は、この限りでない	
参考資料	
三重県 HP http://www3.e-reikinet.jp/mie-ken/d1w_reiki/41390101000700000000/42290101000900000000/42290101000900000000.html	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及推進
施策名	エコドライブ推進のための事業者への支援
実 施 期 間	
概 要	エコドライブセミナーやエコドライブ普及員養成教習会、エコドライブインストラクター養成教習会などを開催しエコドライブの普及を推進した。
施策内容	
○エコドライブセミナー エコドライブ普及啓発のため、専門家の基調講演、大阪府エコドライブ大賞の表彰式、管理者向け講習を実施した。 ○エコドライブ普及員養成教習会・エコドライブインストラクター養成教習会 環境に配慮した運転である「エコドライブ」の普及を図るため、平成17年5月から大阪府エコドライブ実践事業者を募集し、応募事業者に対する出前講習・燃費計の貸し出し等を実施している（平成21年度末実践事業者数211事業者）。	
参考資料	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	アイドリング・ストップ等エコドライブの推進
実 施 期 間	平成7年度から継続
概 要	平成7年度から、条例にアイドリング禁止規定を設け、駐車場の管理者に対して、パンフレット配布等によるアイドリング・ストップの周知を要請。また、兵庫県アイドリング・ストップ運動推進本部を設置して、県民によるアイドリング・ストップ運動を展開している。
施策内容	
(参考) ・平成7年7月 環境の保全と創造に関する条例にアイドリング禁止規定を設ける。 ・平成8年5月 兵庫県アイドリング・ストップ運動推進本部を設置	

該 当 分 類	(4) エコドライブの普及促進
施策名	アイドリングストップの推進
実 施 期 間	
概 要	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、駐車時のアイドリングの禁止の徹底、違反事業者への指導を実施
施策内容	
○アイドリングストップの推進 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」によりアイドリング行為を禁止している。 条例では、運転者に対して駐車時におけるアイドリング停止の義務を課し、啓発活動により府民の理解と協力を得て自主的な取組を誘導するとともに、事業者には使用人等への指導、駐車場の管理者には利用者への周知措置を求めている、必要に応じて勧告制度を発動させることにより条例の実効性を確保することとしている。	
参考資料	

警察庁 交通局交通規制課

経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー対策課

国土交通省 総合政策局環境政策課

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

関 連 項 目	(4) エコドライブの普及 促進	実 施 期 間	平成 18 年度から継続
施策名	エコドライブ普及・推進アクションプランの実施		
関連法・ 計画等	京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月閣議決定）		
概 要	関係 4 省庁（警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省）のエコドライブ普及連絡会を中心とした広報活動等により国民の意識向上を図り、エコドライブ普及のための環境整備を行う。		
施策内容			
■エコドライブ普及・推進アクションプランの策定 エコドライブが十分普及・実施されることを目的とし、平成 18 年度から平成 20 年度の 3 年間をエコドライブの重点的な普及・推進期間として、政府、地方公共団体、関係団体、製造事業者、輸送事業者及びドライバー等が取り組むアクションを策定した。 [内容] ・エコドライブの定義の見直し、効果指標等の確定 ・エコドライブの普及・啓発活動 ・エコドライブ支援装置等の普及促進 ・エコドライブ評価システムの確立 ・地方公共団体及び関係団体との横断的取り組み ・エコドライブ普及・推進に必要な調査			
参考資料			

関連項目	(4) エコドライブの普及促進	実施期間	平成 17 年度から継続
施策名	エコドライブコンテストの開催等		
関連法・計画等	京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月閣議決定）		
概要	自動車を運転するドライバーとその自動車を保有する企業の協働によってエコドライブを継続的に推進するエコドライブコンテストの開催等。		
施策内容			
■エコドライブコンテストの開催 事業者のエコドライブの取組を競うもので、自動車を運転するドライバーとその自動車を保有する企業の協働によってエコドライブを継続的に推進する。平成 17 年度より継続。 ・主催：独立行政法人環境再生保全機構、環境省 ・後援：（社）全日本トラック協会、（社）日本自動車工業会、（社）日本自動車販売協会連合会、（社）日本自動車連盟、（社）日本ロジスティクスシステム協会、（社）日本損害保険協会 ・参加者：平成 21 年度は、参加事業者数 9,733 事業所、参加台数 146,287 台、参加人数 330,033 人。			
■エコドライブ普及促進プロジェクト 平成 21 年度に、一般ドライバーへのエコドライブ実践の浸透を図ることを目的とし、イオン大高ショッピングセンター（名古屋市）において、従業員が自家用車で通勤する際のエコドライブ教育を行い、その効果（燃費向上等）について検証を行った。 ・従業員 93 名に対しエコドライブ教育のための講習を実施。 ・従業員 112 名に対しインターネット燃費収集ツールを提供し、3 ヶ月間運用。			
参考資料			

関 連 項 目	(4) エコドライブの普及 促進	実 施 期 間	平成 18 年度から継続
施策名	自動車運送事業者等による EMS (エコドライブ管理システム) の導入支援		
関連法・ 計画等			
概 要	エコドライブの計画的かつ継続的な実施とその評価及び指導が一体となった取組み (EMS: エコドライブ管理システム) の構築・普及を図るため、経済産業省と連携して石油特会を活用した NEDO 事業として、EMS 関連機器を購入する自動車運送事業者等に対し、その費用の一部を補助。		

施策内容

エコドライブの計画的かつ継続的な実施とその評価及び指導が一体となった取組み (EMS: エコドライブ管理システム) の構築・普及を図るため、経済産業省との連携の下、石油特会を活用した独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) のエネルギー使用合理化事業者支援事業の補助制度を活用して、EMS 関連機器を購入する自動車運送事業者等に対し、その費用の一部を補助するもの。なお、補助は EMS 機器を導入することにより、確実に省エネ効果が上がったと認められた場合に行われる。

(1) 買取り方式

自動車運送事業者等が、EMS 機器を直接購入してエコドライブを推進する場合は、省エネ目標を掲げた EMS 普及事業実施計画を作成し、国土交通省の審査・認定を受け、NEDO に対し補助金交付申請を行う。

(2) リース方式

自動車運送事業者等が、EMS 機器をリースで導入しエコドライブを推進する場合は、(財)運輸低公害車普及機構 (LEVO) が募集する EMS 普及事業に参加する。LEVO は省エネ目標を掲げた EMS 普及事業実施計画を作成し、国土交通省に審査・認定を受け、NEDO に対し補助金交付申請を行う。LEVO は導入予定の機器を一括して購入し、同補助金を反映した費用で参加事業者にリースを行う。

○補助率：買取り方式、リース方式とも対象経費の 1/3

○認定実績

年 度	買取り	リース
平成 18 年度	5,128 台	26,338 台
平成 19 年度	4,303 台	26,578 台
平成 20 年度	2,418 台	31,039 台
平成 21 年度	408 台	14,848 台
平成 22 年度	681 台	9,984 台

参考資料

○国土交通省 HP

- ・平成 22 年度 先端のエコドライブ管理システム (EMS) 公募について
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/environment/shouenergy/ems/index.htm>)
- ・先端のエコドライブ管理システム (EMS) 普及事業実施計画認定要領
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/environment/shouenergy/ems/youryou.pdf>)

該 当 分 類	(5) 交通需要の調整・低減
施策名	交通需要管理の推進
実 施 期 間	平成 11 年度から継続
概 要	
施策内容	
・ TDM東京行動プランに基づく TDM施策の推進 ・ 自転車利用の推進（自転車走行空間の整備、駐輪場の整備、環境交通キャンペーン実施等） ・ 公共交通機関の利用推進（パーク＆バスライド、カーシェアリングモデル事業の実施等） 等	
参考資料	
・ 東京都環境局HP ・ 東京都環境白書 2010	

該 当 分 類	(5) 交通需要の調整・低減
施策名	環境ロードプライシングの拡充の要請
実 施 期 間	平成 19 年度から継続
概 要	産業道路や首都高速横羽線を走行する大型車等の首都高速湾岸線への転換を促進させる、首都高速湾岸線の環境ロードプライシングを拡充するよう、国や首都高速道路株式会社に要請。
施策内容	
産業道路沿道に設置されている「池上新田公園前測定局」で、二酸化窒素の環境基準が未達成な状況が続いているため、産業道路や首都高速横羽線を走行する大型車の首都高速湾岸線への転換を促進させる、首都高速湾岸線の環境ロードプライシングを拡充するよう、国や首都高速道路株式会社に要請している。	
参考資料	

国土交通省 道路局道路経済調査室			
関 連 項 目	(5) 交通需要の調整・低 減	実 施 期 間	継続実施中
施策名	国際標準コンテナ車通行支障区間の解消		
関連法・ 計画等	総合物流施策大綱（2009－2013） （平成 21 年 7 月閣議決定）		
概 要	国際標準コンテナ車の通行に必要な耐荷力や空間を確保するため、橋梁や 現道拡幅、バイパスの整備などを実施		
施策内容			
国際標準コンテナによる輸出入量増加に対応し、目的地まで迅速、円滑かつ低廉な物流を実現するため、国際標準コンテナ車が重要な港湾等と大規模物流拠点間を積み替えなく通行可能な幹線道路ネットワークの整備を推進。具体的には、規格の高い道路ネットワークの整備に加え、供用中の国際物流基幹ネットワーク上に存在する国際コンテナ通行支障区間について、国際標準コンテナ車の通行に必要な耐荷力や空間を確保するため、橋梁補強、現道拡幅、バイパス整備等の対策を実施し、早期解消を図る。			
参考資料			

警察庁 交通規制課

関 連 項 目	(5) 交通需要の調整・低 減	実 施 期 間	平成 18 年度以前から継 続
施策名	交通規制の実施、違法駐車 の 排除		
関連法・ 計画等	道路交通法、自動車 の 保管場所 の 確保等 に 関する 法律		
概 要			
施策内容			
(1) 交通規制の実施 バス専用(優先)通行帯の指定、大型貨物車等通行区分の指定、大型車通行禁止規制、最 高速度規制、中央線変移規制(時間限定(可変)、右折車線等の設置) (2) 違法駐車 の 排除 保管場所法違反の検挙、違法駐車 に対する 指導取締り			
参考資料			

国土交通省 政策統括官付参事官（物流政策、複合物流、物流施設）室
 鉄道局財務課 JR 担当室 海事局総務課企画室 港湾局計画課企画室
 自動車交通局貨物課 総合政策局環境政策課
 経済産業省 商務流通グループ 流通・物流政策室

関 連 項 目	(5) 交通需要の調整・低減	実 施 期 間	平成 19 年度から継続
施策名	グリーン物流の推進		
関連法・ 計画等	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）		
概 要	輸送の効率化、鉄道・海運へのモーダルシフト、物流拠点施設の総合化、貨物の積載効率の向上等の物流のグリーン化により、物流部門における二酸化炭素排出量の削減を図る。		
施策内容			
・グリーン物流パートナーシップ会議（荷主と物流事業者の協働による自主的な CO2 削減取組の促進） ・物流連携効率化推進事業（多様な関係者の連携による物流効率化の取組を支援） ・災害等による鉄道輸送障害の代替手段の確保 ・物流総合効率化法（物流拠点施設の総合化と流通業務の効率化の推進） ・省エネ法（荷主、輸送事業者に対し、エネルギーの使用に係る原単位を中長期的にみて年平均 1 % 以上低減させる努力義務） ・鉄道貨物へのモーダルシフト ・フェリー・内航海運の競争力強化の取組の推進 ・海上貨物輸送へのモーダルシフト促進に向けた港湾における対策 ・トラック輸送の効率化の推進			
参考資料			
・グリーン物流パートナーシップ会議HP. (http://www.greenpartnership.jp/)			

関連項目	(5) 交通需要の調整・低減	実施期間	平成 19 年度から継続
施策名	公共交通機関の利用促進		
関連法・計画等			
概要	クルマの過度な利用を抑え、より環境負荷の低い公共交通機関への利用転換を図る。		
施策内容			
鉄道新線整備の推進・・・都市機能を再生し、魅力ある都市を創造するために、地下鉄の新線整備等による速達性向上、都市鉄道の利便性向上を促進。 エコ通勤の推進・・・事業所単位でのエコ通勤の取組支援として、エコ通勤優良事業所認証制度を創設し、264 事業所を認証。併せて、地域ぐるみの公共交通活性化へ向け、通勤交通グリーン化推進プログラムを公募し、6 件認定を行い、公共交通機関等への利用転換促進を図った。 バスの利用促進・・・バスについては、その運行が必要不可欠でありながら輸送人員の減少等により路線の維持が困難となっている地域の生活交通路線を運行する乗合バス事業者に対し、個別路線毎に生じている欠損等について都道府県と協調して支援し、その維持を図ることにより、利用を促進しているところである。			
参考資料			

国土交通省 道路局道路交通安全対策室			
関 連 項 目	(5) 交通需要の調整・低減	実 施 期 間	継続実施中
施策名	自転車通行環境整備モデル地区事業		
関連法・ 計画等			
概 要	国土交通省と警察庁が合同で指定した全国 98 箇所のモデル地区において、自転車道や自転車レーンなど、歩行者・自転車・自動車が分離された走行空間を戦略的に整備。		
施策内容			
平成 20 年 1 月に、国土交通省と警察庁が合同で、今後の自転車利用環境整備の模範となるモデル地区として、全国 98 箇所を指定。自転車道や自転車レーンなど、歩行者・自転車・自動車が分離された走行空間を、概ね 2 年間で、戦略的に整備する。			
参考資料			

関 連 項 目	(5) 交通需要の調整・低 減	実 施 期 間	平成 21 年度
施策名	ロードプライシング制度の検討		
関連法・ 計画等			
概 要	ロードプライシング制度の在り方についての検討を実施。		
施策内容			
平成 22 年度においても大都市圏の幹線道路近傍を中心に環境基準の非達成地域が残ると見込まれるため、これらの地域等における環境基準の早期達成に向けた新たな対策の 1 つとして、自動車交通環境対策検討会内にロードプライシング制度の在り方に関する分科会を設置しロードプライシング制度の実現可能性について検討を行い、報告をとりまとめた。			
1 検討体制			
大学教授、地方自治体、運送業者、地方自治体の職員等を構成員とする「自動車交通環境対策検討会」（座長：猿田勝美 神奈川大学名誉教授）を設置して検討。			
2 検討事項			
・自動車環境対策の必要性 ・日本版ロードプライシングの在り方			
(1) 課金対象地域内において使用される自動車に対して、適用される自動車の排出ガス基準に応じて課金額を決定。			
(2) 地域内使用車両は、年間 1 万円程度（週毎の定額制が有効）。			
(3) 大気汚染防止法及び NO_x・PM 法に規定する施策だけでは、大気環境基準が達成できていない地域であって、大気汚染の状況、自動車の使用状況を考慮して地方自治体の意見を基に指定。			
(4) 国で必要な法令の整備及び課金の納付管理に必要なシステムの整備を行い、これを地方自治体が自らの判断と責任において、実施できる制度。			
(5) 自動車の登録上の使用者の申告により納付。			
(6) カメラを使用して自動車を撮影し、ナンバー自動読み取り装置により解析し、自動車の走行状況を適格に把握するエリア方式。			
・ロードプライシング制度を実施した場合の効果等			
(1) 自動車使用抑止効果による大気汚染物質の削減を期待。			
(2) 公共交通手段へのシフト（交通渋滞の解消等）。			
(3) 課金収益による環境対策の促進。			
参考資料			

国土交通省 道路局道路経済調査室

関 連 項 目	(6) 交通流対策の推進	実 施 期 間	継続実施中
施策名	環状道路、バイパス等の幹線道路ネットワークの整備		
関連法・ 計画等			
概 要	環状道路、バイパス等の幹線道路ネットワークの整備により、走行速度が向上し、交通流が円滑化することで、生活環境の改善を図る。		
施策内容			
○環状道路の整備 ・通過交通の排除による都市中心部の慢性的な渋滞の解消等を図るため、海外主要都市と比べて遅れている環状道路の整備を重点的に推進する。 ○幹線道路ネットワークの整備 ・高規格幹線道路・地域高規格幹線道路等の整備を現道も活用しつつ効率的に推進する。			
参考資料			

関 連 項 目	(6) 交通流対策の推進	実 施 期 間	継続実施中
施策名	交差点の立体化等のボトルネック対策		
関連法・ 計画等			
概 要	交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減する。		
施策内容			
道路の交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減するため、交差点の立体化等のボトルネック対策を実施する。			
参考資料			

関 連 項 目	(6) 交通流対策の推進	実 施 期 間	継続実施中
施策名	道路と鉄道との連続立体交差化等のボトルネック対策		
関連法・ 計画等	踏切道改良促進法 第9次交通安全基本計画 社会資本整備重点計画		
概 要	長時間の踏切遮断による交通渋滞を緩和・解消するため、連続立体交差事業や道路の立体化等により、開かずの踏切等の解消を推進する。		
施策内容			
全国の全ての踏切を対象に道路管理者、鉄道事業者の連携のもと総点検を実施し、緊急に対策を検討すべき踏切を抽出。 このうち、連続立体交差化など、抜本的な対策の検討が必要なボトルネック踏切等については重点的に対策を推進する。			
参考資料			

国土交通省 道路局道路交通安全対策室

関 連 項 目	(6) 交通流対策の推進	実 施 期 間	継続実施中
施策名	駐車場等の整備		
関連法・ 計画等	駐車場法、道路法		
概 要	駐車場（自動二輪車駐車場を含む）の整備及び荷捌き駐車スペースの整備により、自動車走行速度が向上し、交通流の円滑化により、生活環境の改善を図る。		
施策内容			
○駐車場の整備 ・路上駐車等による都市中心部の慢性的な渋滞の改善を図るため、駐車場の整備を推進する。 ○路上荷捌き駐車スペースの整備 ・短時間駐車を行う貨物車両等の影響による自動車走行速度低下の改善を図るため、路上荷捌きスペースの整備を推進する。			
参考資料			

関 連 項 目	(6) 交通流対策の推進	実 施 期 間	平成 18 年度以前から継 続
施策名	交通環境の整備		
関連法・ 計画等	自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(各都府県) 道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律		
概 要			
施策内容			
(1) I T Sを活用した大気汚染防止対策の推進 ・バス等の大量公共輸送機関を優先的に走行させる信号制御を行い、定時運行と利便性の向上を図る公共車両優先システム (P T P S)の運用 1,303 交差点(57.2%) 延長 378.3km 77 路線 ・交通公害の状況に応じた交通情報提供や信号制御を行うことにより、排気ガス等を低減し、環境保護を図ることを目的とした交通公害低減システム(E P M S)の運用 195 交差点(86.3%) 延長 52.7km 9 路線 5 都市 (川崎市、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市) ※数値は 8 都府県の対策地域における平成 20 年度末の数値、()内の%は全国の整備対象に占める割合			
(2) 信号機の整備 信号機の集中制御化、信号機の高度化 (プログラム多段系統化、半感応化、右折感応化、多現示化等)			
(3) 駐車対策の推進 駐車誘導システム、違法駐車抑止システムの運用			
(4) 交通関係情報の収集と提供 運転者に対して、交通渋滞、交通規制等の交通情報をリアルタイムに提供する道路交通情報通信システム (V I C S)、交通情報提供装置 (光ビーコン、交通情報板等)の活用			
参考資料			

関 連 項 目	(6) 交通流対策の推進	実 施 期 間	継続実施中
施策名	VICS の整備拡充		
関連法・ 計画等			
概 要	交通流円滑化対策として、VICS の整備を拡充するもの。		
施策内容			
VICS の整備拡充により、自動車走行速度を向上し、交通流の円滑化を図る。事業内容としては、路側施設の整備による VICS 情報提供エリアを拡充する。			
</			

関 連 項 目	(6) 交通流対策の推進	実 施 期 間	継続実施中
施策名	路上工事の縮減		
関連法・ 計画等			
概 要	交通流円滑化対策として路上工事の縮減を図るもの。		
施策内容			
路上工事の縮減により、路上工事に伴う交通渋滞の緩和や通行阻害の改善を図り、交通流の円滑化を図る。事業内容としては、共同施工による工事量の縮減、年末年始や地域のイベント期間での路上工事の抑制等を推進する。			
参考資料			

関 連 項 目	(6) 交通流対策の推進	実 施 期 間	継続実施中
施策名	ETC の普及促進		
関連法・ 計画等			
概 要	交通流円滑化対策として、ETC の普及を促進するもの。		
施策内容			
ETC の普及促進により、自動車走行速度を向上し、交通流円滑化を図る。事業内容としては、ETC への利用転換を促進するため、E T C の利用機会の拡大に向けた支援を実施する。			
参考資料			

関 連 項 目	(6) 交通流対策の推進	実 施 期 間	継続実施中
施策名	VICS の普及促進		
関連法・ 計画等			
概 要	交通流円滑化対策として、VICS の普及を促進するもの。		
施策内容			
VICS の普及促進により、自動車走行速度を向上し、交通流円滑化を図る。事業内容としては、路側施設の整備による VICS 情報提供エリアを拡充する。			
参考資料			

該 当 分 類	(7) 局地汚染対策の推進
施策名	局地汚染対策
実 施 期 間	
概 要	
施策内容	
・ 局地汚染実態調査、効果調査の実施 ・ 道路管理者への要請等	
参考資料	
・ 東京都環境局HP ・ 東京都環境白書 2010	

該 当 分 類	(7) 局地汚染対策の推進
施策名	京浜臨海部の環境改善に向けた調査
実 施 期 間	平成 20 年度に実施
概 要	産業道路（東京大師横浜線）の池上測定局（川崎区池上新田公園前測定局）で環境基準を超過しているため、産業道路を走行する車両の実態調査及び京浜臨海部の事業所のエコドライブの実施などの取組状況の調査を実施
施策内容	
○産業道路を利用する自動車の実態調査の実施 産業道路（東京大師横浜線）沿道にある池上測定局（川崎区池上新田公園前測定局）で環境基準未達成の状況であるため、平成 20 年 7 月 23 日に環境省、神奈川県及び川崎市が産業道路を利用する自動車の実態調査を実施。 [調査結果] ◇大師及び浅田から流入し産業道路を利用した自動車 39,005 台 ◇走行実態が把握できた自動車 16,637 台 （臨海部への出入り実態） ・主要交差点から臨海部に出入りした自動車 84% (13,915 台) ・通過した自動車 16% (2,722 台) （車種の状況） ・大型車 61% (10,202 台) ・乗用車等 39% (6,435 台) ○京浜臨海部の事業所調査の実施 平成 20 年 7 月、8 月に京浜臨海部のエコドライブの実施、低公害車の利用、出入り事業者への要請などの実施状況の調査を実施。 [調査結果] ◇エコドライブの実施 20%、低公害車の導入 45%。 ◇出入り事業者への要請（エコドライブの実施 15%、低公害車の使用 8%） 産業道路を利用する自動車の多くが、京浜臨海部に出入りしているなどの調査結果は、事業者向け自動車利用ガイドラインの作成や事業者への取組の要請などに活用。	
参考資料	
・京浜臨海部の環境改善に向けた調査 記者発表資料	

該 当 分 類	(7) 局地汚染対策の推進
施策名	局地汚染対策の推進
実 施 期 間	
概 要	

施策内容

関係機関で構成する「大阪府局地汚染対策検討会議」が平成19年3月にとりまとめた「局地における大気汚染対策のとりまとめ」に基づき、局地的に大気環境濃度の高い府内2箇所（大阪市を除く）において、各種対策を実施するとともに進行管理を行った。

<対策メニュー>

- ・ 八尾市太子堂：八尾市立病院跡地利用における歩道整備などの環境配慮 等
- ・ 枚方市中振：中振北地域の国道170号の2車線化
第二京阪の開通 等

また、大阪市域については、大阪市が対策調査を実施。

主な対策メニューと実施状況

- ・ 今 里 交 差 点：交差点改良[⑬済]、地下鉄8号線開業[⑬済]等
- ・ 出来島小学校：路上駐車抑止、大気浄化施設の設置等
- ・ 市 岡 元 町：右折車線の設置・中央分離帯の構造改良[⑭済]、低公害車の集中導入・大気浄化施設の設置等
- ・ 梅 田 新 道：アイドリング対策等
- ・ 新森小路小学校：地下鉄8号線開業[⑬済]、公共交通機関の利用促進等

〇二酸化窒素（NO₂）の環境基準非達成局

(ppm)

測定局			19年度	20年度	21年度
出来島小学校	大阪市西淀川区	自排	0.056	0.056	0.056
杭全町交差点	大阪市東住吉区	自排	0.055	0.051	0.057
新森小路小学校	大阪市旭区	自排	× 0.061	0.054	0.055
今里交差点	大阪市東成区	自排	× 0.063	0.059	× 0.063
住之江交差点	大阪市住之江区	自排	0.056	0.057	× 0.061
中振交差点	枚方市	自排	0.054	0.053	0.052
太子堂	八尾市	自排	0.048	0.050	0.052
			計2局	0局	計2局
市岡元町局（国交省）大阪市港区			× 0.074	× 0.071	× 0.073

参考資料

関 連 項 目	(7) 局地汚染対策の推進	実 施 期 間	継続実施中
施策名	沿道環境の改善		
関連法・ 計画等			
概 要	交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減する。 環境施設帯の整備、植樹を行い、沿道環境への影響を緩和する。		
施策内容			
道路の交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減するため、交差点の立体化等のボトルネック対策を実施する。また、道路の沿道環境への影響を緩和するために環境施設帯の整備、植樹を行う。			
参考資料			

該 当 分 類	(8) 普及啓発活動の推進
施策名	次世代自動車の普及促進等
実 施 期 間	
概 要	
施策内容	
・電気自動車の導入をPRするイベントとして、平成18～21年度までエコカーフェアを開催。 ・平成22年度から、市町村や環境NPO等による環境イベントに電気自動車が無償で貸し出し、県民が電気自動車に身近に触れる機会を広げる。 ・首都圏の九都県市で、低排出で低燃費な自動車を「九都県市指定低公害車」として指定し、その導入を一般に広く推奨。	
参考資料	
・埼玉県HP http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jourei-jidousha/seikan-gaiyou.html ・九都県市HP http://www.9taiki.jp/lowpollution/index.html	

該 当 分 類	(8) 普及啓発活動の推進
施策名	アイドリングストップの推進
実 施 期 間	
概 要	
施策内容 埼玉県生活環境保全条例に基づく自動車使用者のアイドリングの禁止、事業者の措置及び駐車場管理者の周知義務について、リーフレットの配布等の普及啓発を実施。	
参考資料 ・ 埼玉県HP http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jourei-jidousha/seikan-gaiyou.html ・ 九都県市HP http://www.9taiki.jp/lowpollution/index.html	

該 当 分 類	(8) 普及啓発活動の推進
施策名	エコドライブの推進
実 施 期 間	
概 要	
施策内容	
エコドライブの推進のため、リーフレットやステッカーの配布による普及啓発を実施。	
参考資料	
・埼玉県HP http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jourei-jidousha/seikan-gaiyou.html ・九都県市HP http://www.9taiki.jp/lowpollution/index.html	

該 当 分 類	(8) 普及啓発活動の推進
施策名	ディーゼル規制の啓発
実 施 期 間	
概 要	
施策内容 路上検査、拠点検査及び事業場検査等におけるリーフレットの配布。また、九都県市一斉取組としてSA等において啓発活動を実施。	
参考資料 ・埼玉県HP http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jourei-jidousha/seikan-gaiyou.html ・九都県市HP http://www.9taiki.jp/lowpollution/index.html	

該 当 分 類	(8) 普及啓発活動の推進														
施策名	自動車エコ事業所認定制度														
実 施 期 間	平成 16 年度から継続														
概 要	エコカーの導入やグリーン配送の実施など、平成 14 年 10 月に策定した「あいち新世紀自動車環境戦略」に掲げる施策に積極的に取り組む事業所を「自動車エコ事業所」として認定し、その事業所の実施する取組を通じて自動車環境の改善を図り、県民が安心して快適に生活できる自動車環境の実現を図っていくために実施しているもの。														
施策内容															
エコカーの導入や電気自動車用の充電設備の一般への開放、グリーン配送の実施など、「あいち新世紀自動車環境戦略」に掲げる施策に積極的に取り組む事業所を「自動車エコ事業所」として認定し、認定した事業所には、認定証や表示板を交付するほか、県の Web ページに掲載し、環境に配慮した事業所として、企業のイメージアップにつながるよう広く紹介している。 ○対象 「あいち新世紀自動車環境戦略」に掲げる施策に積極的に取り組み実施している愛知県内の事業所 ○認定状況 <table> <tr> <td>平成 16 年度実績</td><td>10 事業所</td></tr> <tr> <td>平成 17 年度実績</td><td>14 事業所</td></tr> <tr> <td>平成 18 年度実績</td><td>15 事業所</td></tr> <tr> <td>平成 19 年度実績</td><td>10 事業所</td></tr> <tr> <td>平成 20 年度実績</td><td>12 事業所</td></tr> <tr> <td>平成 21 年度実績</td><td>13 事業所</td></tr> <tr> <td>計</td><td>74 事業所</td></tr> </table>		平成 16 年度実績	10 事業所	平成 17 年度実績	14 事業所	平成 18 年度実績	15 事業所	平成 19 年度実績	10 事業所	平成 20 年度実績	12 事業所	平成 21 年度実績	13 事業所	計	74 事業所
平成 16 年度実績	10 事業所														
平成 17 年度実績	14 事業所														
平成 18 年度実績	15 事業所														
平成 19 年度実績	10 事業所														
平成 20 年度実績	12 事業所														
平成 21 年度実績	13 事業所														
計	74 事業所														
参考資料															
・愛知県HP (http://www.pref.aichi.jp/0000029568.html)															

該 当 分 類	(8) 普及啓発活動の推進
施策名	あいち新世紀自動車環境戦略推進大会の開催
実 施 期 間	平成 14 年度から継続
概 要	平成 14 年 10 月に策定した「あいち新世紀自動車環境戦略」の施策の周知及び推進を図るため毎年開催。
施策内容	
平成 14 年 10 月に策定した「あいち新世紀自動車環境戦略」の施策の周知及び推進を図るため毎年開催しているもので、現在は、平成 17 年 1 月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略」の施策の周知及び推進を図るための推進大会も兼ねて開催している。 ○平成 21 年度の内容 ・自動車エコ事業所認定証授与式 ・CO₂排出削減マニフェスト登録証授与式 ・エコライフ川柳知事賞授与式 ・ストップ温暖化！！カレンダー図画コンテスト知事賞授与式 ・講演 21 世紀の地球環境とエネルギーを考える 科学ジャーナリスト 中村政雄氏 - エコカー技術に関する将来展望 早稲田大学大学院創造理工学研究科 教授 大聖泰弘氏	
参考資料	

該 当 分 類	(8) 普及啓発活動の推進
施策名	メールマガジン「おおさか自動車環境ニュース」の配信
実 施 期 間	
概 要	事業者向けに低公害車など自動車に関する情報や物流に関する情報を毎月提供
施策内容	
車両の低公害化や物流の効率化等を考えている事業者の方などに、行政機関等の各種支援情報などを提供するメールマガジン「おおさか自動車環境ニュース」を配信。 配信数：1093 件（平成 22 年 3 月末時点）	
参考資料	

該 当 分 類	(8) 普及啓発活動の推進
施策名	大阪自動車環境対策推進会議における普及啓発活動
実 施 期 間	
概 要	
施策内容	
在阪行政機関や自動車関係諸団体で構成する「大阪自動車環境対策推進会議」において、不要不急の自家用乗用車の使用自粛、駐車時のアイドリング停止の徹底、定期点検整備と適正走行の徹底、低公害な車の使用、エコドライブの実践について、ドライバー及び一般府民に対して啓発活動を行った。 ① 自動車環境対策に関するリーフレットの作成・配布 エコドライブ、アイドリングストップ、グリーン配送の推進、公共交通機関の利用、及び低公害車やLEV-7等の普及などの啓発リーフレットを作成し、環境月間を中心に府民へ配布した。 ② 自動車環境対策ポスターの作成・掲示 エコドライブや公共交通機関の利用等について府民への啓発を強めるためポスターを作成し、環境月間を中心に関係団体に掲示依頼するとともに、大阪府の広報板等に掲示した。 ③ 関係省庁への要望及び自動車メーカーへのヒアリング	
参考資料	